

# 第 6 編 緊急対応事態 対 処 編

## 第6編 緊急処理事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急処理事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急処理事態において町が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していく。

### 第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置

国は、緊急処理事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、県は、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。

県が想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

#### 1 町緊急処理事態対応マニュアル策定について

町は、県が想定した事態の中で（1）多数の人が集合する施設に毒性物質が大量散布された事態、（2）大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態について、県が策定した「緊急処理事態対応マニュアル」に準じて、「町緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施する。

#### 2 町緊急処理事態対策本部の設置

国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には、町長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、町緊急処理事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じる。